

講演とパネルディスカッション

私たちの視点で考える 国際貢献

第51回 日弁連人権擁護大会 プレシンポジウム

世界はなぜもっと助けあえないのか。
世界から暴力(戦争)の連鎖をたち切る
ためにはどうしたらよいか。
憲法の視点から日本がこれからの国際
社会で果たすべき役割を考えましょう。

入場
無料

開催日

2008
5月31日(土)

時間

開場 午後1時
開会 午後1時30分
閉会 午後5時00分(予定)

場所

札幌市中央区北4条西1丁目
共済ホール

主催

札幌弁護士会

共催

日本弁護士連合会
北海道弁護士会連合会

講師・パネリスト



もがみ としき
最上 敏樹氏

国際基督教大学教授・同大学平和研究所所長
1999年から2001年まで日本平和学会会長
21世紀に入っても武力紛争や大規模な人権侵害は止むことがなく、暴力と憎悪の連鎖が続いている。いかにすれば、人間は対立を超えて真に和解できるのか。人権と人道の時代を迎えるため、精力的に活動されている。「国際立憲主義の時代」(岩波書店)
「人道的介入—正義の武力行使はあるか」(岩波書店)



とよした なら ひこ
豊下 檣彦氏

関西学院大学教授・国際政治論・外交史
憲法改正とともに日本の今後を占う焦点に浮上した集団的自衛権。今日の世界が直面する脅威の性格を冷静に見すえながら、日米安保体制の強化という路線に代わる、日本外交のオルタナティブを提起している。「集団的自衛権とは何か」(岩波新書)
「安保条約の論理—その生成と展開」(柏書房)



たに やま ひろし
谷山 博史氏

日本国際ボランティアセンター(JVC)代表
1985年からボランティアとしてJVCに参加。86年よりタイ・カンボジア国境の難民キャンプでの活動を開始する。その後ラオス、カンボジアで現地代表として農村の生活改善に携わる。02年よりアフガニスタン現地代表として再び現地に赴く。06年11月より現職。「NGOの時代」「NGOの挑戦」などの共著

連絡先

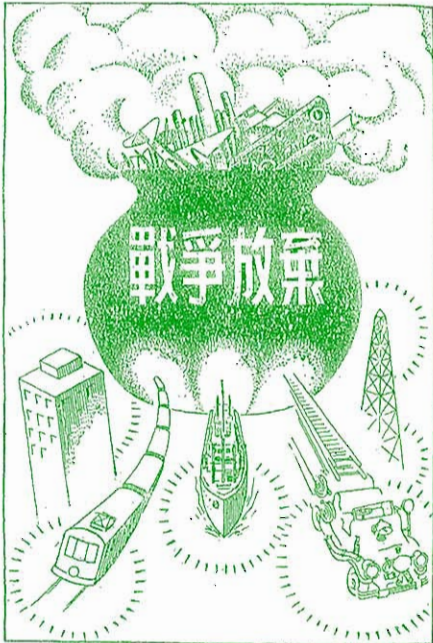
札幌弁護士会

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F TEL(011)281-2428 <http://www.satsuben.or.jp>

第51回 人権擁護大会に向けて

1

日本弁護士連合会は、本年10月2日、3日に富山市で開催される人権擁護大会で「憲法改正問題と人権・平和のゆくえ」をテーマとしたシンポジウムを開催します。



日本国憲法が施行されてから60年を過ぎました。日本国憲法は、「基本的人権の尊重」「国民主権」「恒久平和主義」を3大原則としています。日本弁護士連合会は、2005年に鳥取で開催された人権擁護大会において、この日本国憲法の基本原理が尊重されるべきことを宣言しています。

ところで、現在、憲法改正の議論においては、憲法を権力を縛るものから「国民の責務」を規定するものへ、また、第9条を改正し自衛隊の活動などを律す第9条から自衛隊の活動をより自由なものにする可能性がある規定へ、憲法を改正する議論がなされています。

日本弁護士連合会が開催する10月の人権擁護大会では、このような憲法改正を巡る様々な考えについて、人権擁護を使命とする弁護士・弁護士会として、憲法改正によって基本的人権の保障が退化することがないか、恒久平和主義は確保できているかといった点について、多様な角度から議論をいたします。

札幌弁護士会でも、日本弁護士連合会の人権大会のプレシンポジウムとして5月31日に、9.11以降の国際社会における「法の支配」や集団的自衛権の問題点やNGO活動による国際貢献という観点から憲法改正問題を議論したいと考えています。

2

本講演とシンポジウムでは、次のようなテーマで議論をすすめる予定です。

日本国憲法における人権・平和のゆくえを論ずるとき、国際貢献のために自衛隊の海外派兵をより広く認めるべきではないか、との意見があります。

ひとくちに国際貢献と言っても、極地紛争への対応、人道支援、食糧支援、技術援助などをはじめとする国としての取り組みやNGO・市民の活動など、既にさまざまな国際貢献が実践され、こころみられています。

憲法第9条をもつ日本において、国としてどのような国際貢献をすすめていけば良いか、また、私たちにできる国際貢献のあり方について、国連、自衛隊、日米安保条約との関係なども含めて検討したいと考えています。

ぜひ、多くの皆さんが参加され、ご一緒に考えていただけることを願っています。

